



# 中村会計だより夏号

新型コロナウイルスの感染拡大は、ありとあらゆる業種の事業者の業績と資金繰りに影響がでています。当事務所では、国や政府系金融機関等の各種支援制度も活用し、お客様の資金繰りをご支援できる体制を整えております。経済変動対策貸付は、予算枠を大幅に超える申し込みにより予定より早く4月17日に締め切りになりました。次の経済変動対策貸付は、補正予算決定後に詳細をお伝えさせていただきます。日々、対応策が変動しておりますので、適時情報提供させていただく予定です。**令和2年4月27日現在の支援策情報を伝えします。**

## ◆ 「経済変動対策貸付」

融資枠の制度融資を締め切りました。今後は、国の緊急経済対策に歩調を合わせ、新たな制度を創設して、中小企業の資金繰り支援に取り組む予定です。

また、従前の経済変動対策貸付は引き続き利用できますので、御参考ください。

県制度融資「経済変動対策貸付」のホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-06.html>

## ◆ 「日本政策金融公庫」中小企業事業用

(対象) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方

①最近1カ月の売上高が前年または前々年同期に比し5%以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること

②中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること

(使途) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う要因等により必要とする設備資金および長期運転資金

(限度額) 3億円

## ◆ 「商工中金」

(対象) 新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方

(使途) 設備資金及び運転資金 (限度額) 3億円

## ◆ 「持続化給付金」…**令和2年度補正予算の成立が前提**

(給付対象者) 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比50%以上減少している者

(給付額) 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12か月)

※上記算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

## ◆ 「休業要請に基づく協力金」…**各市町村で業種、協力金は異なります**

休業要請に協力する施設・店舗を運営する事業者に対して協力金の支給を各市町村が打ち出しています。

(県) <https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-kyouryokukin.html>

(市町村) 実施中…浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、森町、湖西市、豊橋市

検討中…御前崎市

金融機関へは、試算表(前年同月分も)、売上減少がわかる資料、借入金申請予定額の根拠となる書類、借入したことによる資金繰り表なども積極的に提出することが望ましいようです。当事務所では、必要な運転資金や長期的なキャッシュフローをTKC 繼続MASシステムによりご提供することができます。監査担当者までお問合せ下さい。

新型コロナウイルス感染症の影響により

## 納税が困難な方には猶予制度があります

### 国税

**税務署に申請することにより、納税が猶予されます。**

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件の全てに該当する時は、原則として1年内の期間に限り、猶予が認められます。

**注意 次のすべての要件に該当する場合に限ります。**

- ① 国税を一時に納付することによって事業継続又は生活の維持が困難になるおそれがあると認められる
  - ② 納税について誠実な意思を有すると認められる
  - ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
  - ④ 納付すべき国税の納期限から6ヶ月以内に申請書が提出されていること
- ※担保の提供が明らかに可能な場合を除いて**担保は不要です。**

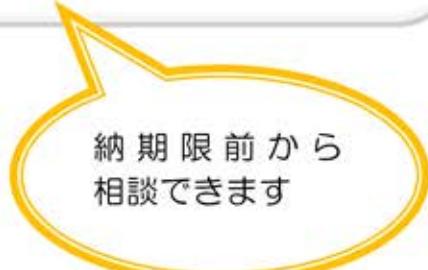
**税務署において所定の審査を早期に行います**

**猶予が認められると…**

- 原則、1年間猶予が認められます。
- 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

### その他

- ・**厚生年金保険料等**を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。
- ・**労働保険料**は、管轄の都道府県労働局に「労働保険料等納付猶予申請書」などを提出する必要があります。
- ・**国民年金保険料**を納付することが困難な場合については、一定の要件に該当する方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除が適用できる場合があります。免除の詳細や手続きの方法については、市区町村またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。
- ・**国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料**の納付することが困難と認められるときは、申請により支払いが猶予される場合があります。納付の猶予の相談・申請は、各市町村にお問い合わせください。



納期限前から  
相談できます